

# 令和8年度 青森市商店街空き店舗等リノベーション支援事業補助金の制度概要

商店街等の区域における空き店舗及び空き家の解消を図り、商店街のにぎわいの創出や活性化、本市経済の健全な発展に資することを目的に、空き店舗等(※)を活用して出店する中小企業者等に対し、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付しています。なお、申請書等の提出や制度の詳細等については、下記までお問合せください。

※「空き店舗等」とは…商店街等の区域に所在する店舗(大型商業施設内のテナント型のものを除き、専用の出入口があるものに限る。)のうち、約1か月以上営業の用に供されていない店舗または、同区域に所在する住宅(改修することにより店舗等として活用し、専用の出入口があるものに限る。)のうち、約1か月以上居住の用に供されていない住宅

## 対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業者等で次の各号に掲げる条件を全て満たすもの

※商店街等の区域を除く青森駅周辺地区で簡易宿所を開業しようとする方は第1号の条件を除きます。

1. 商店街から必要な業種として承認を受けた事業であること
2. 商店街等の区域(裏面参照)の店舗からの移転でないこと(公的買収による移転を除く。)
3. 市税に未納の額がないこと
4. フランチャイズチェーン方式による事業でないこと
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと
6. 青森市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

## 対象事業

活性化業種の事業を行うための空き店舗等の改修工事

○すべての工事を、市内に事務所又は事業所を有する業者に発注してください。

○事業内容を、あらかじめ市が設置する起業・創業相談窓口(AOMORI STARTUP CENTER)に相談してください。

AOMORI STARTUP CENTER 青森市新町1-2-18 青森商工会議所会館1階

窓口開設日時:火曜日～土曜日 10:00～19:00(日月祝休業) 電話番号:017-763-0037

## 補助金額

※「パートナーシップ構築宣言」の登録者は補助上限額が5万円加算されます。

### (1) 商業ベンチャー修了者(パサージュ広場修了者)

区域	階層	補助率	上限額	
			未登録者	登録者
特定商店街・駅前広場	1階部分	1/2	125万円	130万円
	1階部分以外		45万円	50万円
特定商店街以外の商店街	1階部分		95万円	100万円
	1階部分以外		45万円	50万円

### (2) 簡易宿所出店者 ※青森駅周辺地区への出店に限ります。

区域	階層	補助率	上限額	
			未登録者	登録者
商店街等の区域	—	1/2	95万円	100万円
上記以外の区域	—		45万円	50万円

### (3) (1)商業ベンチャー修了者・(2)簡易宿所出店者以外の方

区域	階層	補助率	上限額	
			未登録者	登録者
商店街等の区域	1階部分	1/2	95万円	100万円
	1階部分以外		45万円	50万円

## 対象経費

- (1)内装工事費
- (2)外装工事費
- (3)給排水衛生設備工事費
- (4)空調設備工事費
- (5)サイン工事費
- (6)電気・照明工事費

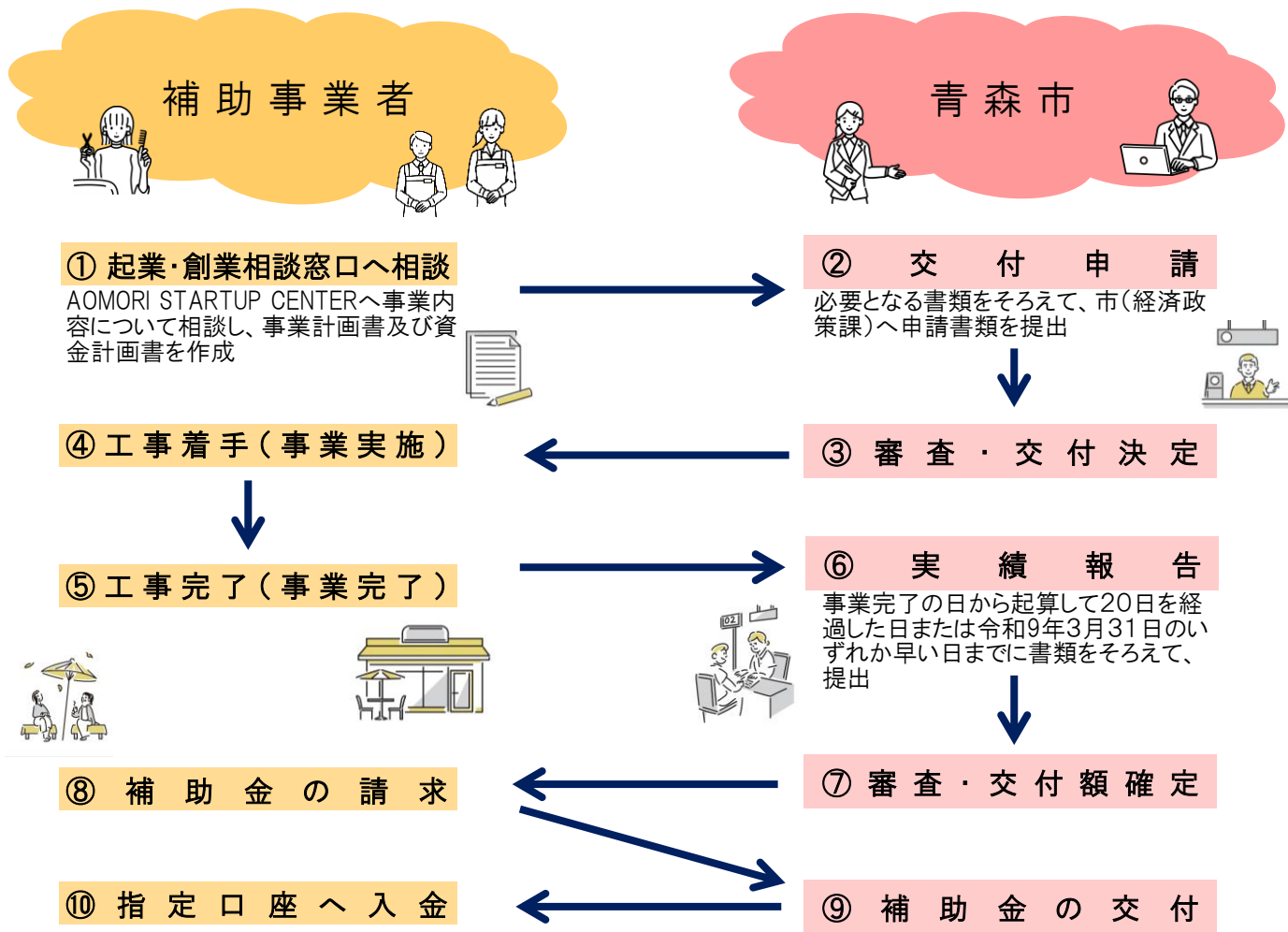
※ 什器・備品購入費、設計費、消費税及び地方消費税を除きます。

## 留意事項

- (1) 交付決定を受けた後に、工事に着手してください。
- (2) 補助事業者は、当該店舗を出店しようとする商店街に加盟する必要があります。

- (3) 補助事業者は、補助事業完了後3年間は当該店舗において、自ら継続して営業する必要があります。(補助事業完了後3年間、毎年、確定申告書等の書面の写しを提出する必要があります。)

## 補助金交付までの流れ



## 申請に必要な書類

- 商店街空き店舗等リノベーション支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 職務経歴書(様式第3号) ※法人の場合を除きます。
- 収支予算書(様式第4号)
- 誓約書(様式第5号)
- 連帯保証書(様式第6号)
- 定款の写し ※個人事業者の場合を除きます。
- 法人の登記事項証明書の写し ※個人事業者の場合は住民票の写し
- 市税に係る完納証明書または市税の納付状況の確認に係る同意書
- 活性化業種の承認を受けたことを確認できる書類(任意様式)  
※商店街等の区域以外に出店する場合を除きます。
- 市が設置する起業・創業相談窓口へ相談し作成した事業計画書及び資金計画書(任意様式)  
※商業ベンチャー修了者が申請する場合を除きます。
- 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- 店舗改装工事に係る図面の写し
- 工事見積書(3者以上)の写し ※市内に事務所又は事業所を有する業者からの見積書
- 「パートナーシップ構築宣言」の登録がわかる書類 ※ポータルサイトで確認できる場合を除きます。
- その他市長が必要と認める書類



## 商店街等の区域

### (1) 次の商店街が形成されている区域

青森市新町商店街振興組合、柳町商店街振興組合、青森市夜店通り商店街振興組合、ニコニコ通り商店会、昭和通り振興会、国道古川振興会、桜川商店会、新城商工振興会、浪館通り商店会、浪打銀座商店会、元気町あぶらかわ商店会、アスパム通り振興会、古川グルメ商店街、浪岡駅通り商店会、浪岡銀座通り商店会、川原町及び仲町商店会 ※下線…特定商店街

### (2) 青森駅前広場に面する区域